

目的

①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組に要する経費(性犯罪・性暴力被害者支援事業)、及び ②配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組を促進するために要する経費(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)について、地方公共団体に対し、交付金を交付するもの。

概要

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金

①性犯罪・性暴力被害者支援事業 (2.46億円) (従来の「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」)

◇目的:性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上のため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

◇交付先:都道府県

◇対象経費:①被害者相談支援運営・機能強化等事業、②医療費等公費負担事業

◇交付率:①対象経費の1/2、②対象経費の1/3

◇予算スキーム: **内閣府** ⇒ **都道府県** ⇒ **相談センター運営団体**
 (交付金) (委託費等)

②配偶者暴力被害者等支援調査研究事業 (2.30億円) (新規)

DV被害者等セーフティネット強化支援
パイロット事業

◇目的:配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要する経費に充てるために交付することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実を図る。

◇交付先:都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)

◇対象経費:①受け入れ体制整備事業、②専門的・個別的支援事業、③切れ目ない総合的支援事業

◇交付率:10/10((交付上限:1民間団体当たり、一つの都道府県・政令市の管内で1,000万円)

◇予算スキーム: **内閣府** ⇒ **都道府県等** ⇒ **民間シェルター等**
 (交付金) (委託費等)

【内閣府事業】民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

◇内容:事業により得られるニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行う